

平成29年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成29年8月25日	開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室		
開会の日時	開会	平成29年8月25日	午後1時31分	議長	
及び宣告者	閉会	平成29年8月25日	午後2時1分	議長	
議長	野澤利夫				
No.	氏名	出欠	No.	氏名	出欠
1	新井良司	出	10	小川修	出
2	柿沼隆	出	11	粕谷雄一	出
3	内田輝美	出	12	星野秀雄	出
4	島田和之	出	13	富田博明	出
5	高野喜好	出	14	野澤利夫	出
6	岸澤七郎	出	15	浅見伸明(最)	出
7	岡部英作	出	16	鈴木潔(最)	出
8	原田晴男	出	17	岡本和廣(最)	出
9	原田元一	出			
出席者数	農業委員 定数 14名 出席者 14名		農地利用最適化推進委員 定数 3名 出席者 3名		
議事参与(説明者)			書記		
本橋直人 渡辺正二 飯塚勝貴					

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>平成29年8月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、平成29年8月25日、午後1時、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時31分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に1番・2番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件7件について報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>異議なしにより了解。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、報告第16号について承認します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件3件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>異議なしにより了解。</p>
	議長	<p>異議なし賛成により、報告第17号について承認します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件5件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	13番委員	<p>5番の案件については農業委員会総会開催前に既に着工しているように見えるが、問題は無いのか。</p>

日程第 6	事務局	受理通知を届出された時点で効力が発生するので、それ以降の日ならば着工しても問題ありません。
	10 番委員	2 番及び 3 番の案件は渡人が法人になっている理由は。
	事務局	法人が住宅建築用に該当土地を購入して、その後に土地を渡人に売買することにより 5 条届出により所有権が移転して地目を農地から宅地に変更を行うためです。
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第 18 号について承認します。
	議長	日程第 6、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 1 件を議題とします。
	議長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。 受人の〇〇さんは 24, 172㎡の農地を所有しており、5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。 主に小カブを栽培しており、熱心に農業経営を行っており、作付面積を増やして経営規模を拡大するための申請です。 〇〇さんは農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。
	議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
2 番委員	8 月 17 日に 3 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地はやや草が生えていたので、渡人の〇〇さんには早急に農地の管理をするように伝えたところ、仕事が休みに日に草刈りを行うとのことでした。 〇〇さんは川越市下赤坂在住で事務局からの報告通りに熱心に農業経営を行っている方です。	
議長	地元委員さんは現地確認を行った 2 番委員です。	

日程第 7	全 委 員	質疑はありますか。
	議 長	なし
	全 委 員	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	議 長	異議なしにより了解。
	全 委 員	異議なし賛成により、議案第 2 0 号の案件につきましては、原案のとおりに決定します。
	議 長	議案第 2 0 号について終了します。
	議 長	日程第 7 議案第 2 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1 件を議題とします。
	議 長	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	この案件につきまして、現地調査を行った委員さん、説明をお願いします。
日程第 8	3 番委員	8 月 1 7 日に 2 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。対象農地はきれいに管理され耕作されていました。
	議 長	地元の委員さん、何かありますか。
	4 番委員	〇〇さんは夏場は主にトウモロコシを作付けしており、また自宅近くで直売を行う等、熱心に農業経営を行っている方です。
	議 長	質疑を求めます。
	全 委 員	なし
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。
議 長	議案第 2 1 号について終了します。	
議 長	日程第 8 議案第 2 2 号 農地利用集積円滑化事業規程に係	

	議 長	<p>る変更申請書について 1件を議題とします。</p> <p>案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>いるま野農業協同組合からふじみ野市長あてに農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づき、同法施行規則第12条の10に掲げる書面が提出され、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認が申請され、ふじみ野市長から農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規定に基づき、農業委員長あてに審議を求める依頼がありました。</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程の変更内容は、埼玉県農業会議の団体名が埼玉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構になったことです。</p>
	議 長	<p>質疑を求めます。</p>
	全 委 員	<p>なし</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なし賛成により、この案件につきましては、承認することに決定します。</p>
	議 長	<p>議案第22号について終了します。</p> <p>これをもちまして、平成29年第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時1分)</p>